

令和6年度「名東区子ども・子育て支援応援助成事業」募集要項

1 事業の目的

この事業は、社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、共同募金配分金を財源として、公募で行う助成事業であり、名東区における子ども・子育て支援の推進と共同募金への理解の拡大を目的とします。

2 助成金の交付対象

次のいずれかが対象です。

- (1) 営利を目的としない法人
- (2) 法人格を持たない任意団体（ボランティア団体等）、子育て当事者仲間や地域の有志の集まり等の少人数グループ

3 助成対象事業

令和6年6月16日(日)から令和7年3月31日(月)の間に名東区内で実施する「子ども・子育て支援」を目的とした事業が対象です。（助成決定日以前の準備期間も対象に含める）。

なお、次の事業については、助成の対象外とします。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とする事業
- (2) 互助や研修、またはそれに類する目的の事業
- (3) 本年度中に本会から他の助成金を受けている、または受ける予定のある事業
- (4) 展示会、発表会等の事業
- (5) その他、不適當であると認められる事業

※ 過去に助成実績のある団体からの応募も可能です。

※ 申請内容に先駆性があるか、事業助成においては助成終了後においても自主財源にて事業を継続・発展させる具体的計画があるか審査します。

4 助成の種類

名称 (助成の種類)	子ども・子育て支援事業助成	子ども・子育て支援きっかけ チャレンジ助成（少額助成）
助成金額	1 団体につき上限 10 万円	1 団体につき上限 3 万円
審査方法	公開プレゼンテーション	公開ヒアリング
	プレゼンテーションによる事業説明 と質疑応答	質疑応答
備考	法人・団体向け 団体等が名東区内で実施する「子ども・子育て支援」を目的とした事業に対して助成するもの。 ※助成終了後も自主的に事業を継	少人数グループ向け 地域の子ども・子育てを支援したい 小グループが、気軽に申請できるよう、プレゼンテーションを省略し、質疑応答の審査による少額申請制度。

	続・発展することを見据えた内容であること。	この助成をきっかけに、事業の安定した実施と発展を応援するもの。
事業の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ご近所で子育てに関して気軽に楽しく集まれる場をつくりたい ・食事会を開いて子育ての悩みを相談したい ・子の成長に不安を持つ親の交流会 ・託児場をつくりたい・・・等 	

5 助成限度額

助成金額	総額 40 万円	
	子ども・子育て支援事業助成	子ども・子育て支援きっかけチャレンジ助成（少額助成）
	1 団体につき上限 10 万円	1 団体につき上限 3 万円

※審査の結果、助成申請額が減額される場合がありますのでご承知おきください。

6 申請方法

「名東区子ども・子育て支援応援助成事業申請書」（様式 1）に必要事項をご記入の上、添付書類を添えて、来所または郵送にて本会に提出して下さい。FAX またはメールでの申請はできません。1 団体につき 1 事業の申請とさせていただきます。

※申請締切：令和 6 年 5 月 17 日（金）

来所の場合は午後 5 時まで、郵送の場合は締切日の消印有効

7 審査方法

（1）第一次審査

本会による書面審査を実施し、第一次審査の結果を申請団体に通知します。

（2）第二次審査

第一次審査を通過した申請団体は、公開プレゼンテーションまたは公開ヒアリングを実施し、審査員による内容の審査後、助成金額を決定します。

【日時】令和 6 年 6 月 15 日（土） 午後 1 時 30 分～

【場所】名東区在宅サービスセンター 研修室

《審査基準》

- （1）継続・発展性：今後の展開を期待できる事業であるか。また助成事業終了後も自主的に事業を継続・発展することを見据えた内容であるか。
- （2）先駆性：先駆的な取り組みであり、今後他のモデルとなりえるか。
- （3）必要性：地域にとって必要と思われる事業であるか。
- （4）公開性：地域の方が広く公平に利用できる事業であるか。
- （5）実現可能性：信頼性が高く、事業を着実に実施できるか。

※きっかけチャレンジのみ審査基準（2）～（5）

8 審査員

(1) 大人審査員

子育て当事者、学識経験者、福祉関係団体職員、福祉関係公務員、本会役員等

(2) 学生審査員

区内在学の学生

9 助成金の交付

審査の結果、助成金の交付が決定した団体へ「名東区子ども・子育て支援応援助成事業助成金交付決定通知書」（様式 2）を交付するとともに助成金の交付を行います。

10 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後すみやかに「事業報告書」（様式 3）を本会会長へ提出して下さい。

また、事業実施翌年度に実施する「事業報告会」にて助成事業の発表をお願いします。

11 助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の全額、または一部を返還いただきます。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 不当に助成経費が使用されたとき

12 その他

- (1) 申請の内容や事業の実施については本会の広報紙やホームページ等に掲載させて頂きますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 申請書などに記載されている個人情報については、本会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。
- (3) 助成金は、共同募金を財源としています。共同募金運動への理解促進のため、チラシへの掲載、のぼりの活用や募金箱の設置など共同募金運動へのご協力をお願いします。

また、必要に応じて、助成決定事業が助成事業の目的に沿って実施されているかを確認し、本会による指導・援助を行うことがあります。

＜社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会＞

〒465-0025

名古屋市名東区上社一丁目 802 番地 上社ターミナルビル2階
(名東区在宅サービスセンター内)

電話：052-726-8664 FAX：052-726-8776